

中央労基協 Report

令和6年6月

令和6年度 定時会員総会が開催されました



三好支部長



定時会員総会会場



武元中央署長

令和6年5月17日（金）午後4時から、（公社）東基連 中央労働基準協会支部の定時会員総会が、九段会館テラスコンファレンス&バンケット3階「真珠」において開催されました。

三好支部長、武元中央署長の挨拶に続いて、支部規程第7条第3項により三好支部長が議長に就任し議事に入りました。

令和5年度事業報告、令和5年度収支決算報告、幹事選任、代議員選任、令和6年度事業計画、令和6年度収支予算、令和6年度当面の行事予定について事務局から説明があり、審議の結果いずれも満場一致で承認されました。（議案書の内容は当支部のホームページをご参照下さい。）

令和5年度事業報告・収支決算報告

講習事業では、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変更になったことから、受講者の人数制限を解除し、コロナ禍前と同様の講習等の体制とし、受講者数収益面ともに大幅に増加した。

また、「石綿作業主任者技能講習」「化学物質管理者講習」のニーズが高く、通常開催の受講者増加に伴い、追加開催したことも増加の要因として考えられる。

今後においても、講習事業全体の内容の充実を図るとともに、ニーズに沿った各種セミナーを企画すること等により、会員事業場に対して講習会等に参加しやすい環境づくりに努めることとする。

会員の入退会状況については、令和4年度末の中央支部会員数は784件であったが、令和5年度末までの間に退会が25件、入会が5件あり、純減20件となり、764件となっている。このことから、会員の減少に歯止めを掛けるため、積極的な広報を行うこととする。

令和5年度の経常収益は1億5,549万円余、経常費用は1億2,995万円余、経常収支差額は2,554万円の増額となっています。5年度末の正味財産は2億9,212万円となり前年度より約234万円増額となっています。

幹事選任

現幹事の任期満了に伴い、支部規程第9条第1項及び支部会則第3条に基づき、次期幹事として19名を選任しました。任期は支部規程第9条第1項に基づき、令和8年度の定時会員総会の終結時までとなります。

（総会終結後の臨時幹事会において、支部幹事の互選により選出された支部役員は3頁に掲載）

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

代議員選任

東基連の社員は、定款第11条により特定会員及び各支部正会員の会員数の概 100 名中 1 名の割合をもって選任される代議員となる。（4年度末の会員数 784 名）

現代議員の任期満了にともない、代議員選出及び社員総会運営規程第2条に基づき、代議員候補者を募ったところ、8名に対し9名の候補者があったため、定時会員総会時に選挙を行った結果、次期代議員8名を選任しました。

（代議員選挙結果及び次期代議員8名については4頁に掲載）

令和6年度事業計画・収支予算

事業推進に当たっては、基本方針（下記に掲載）に基づき積極的に取り組むこととしています。

令和6年度予算については、5年度の決算予測を踏まえ、経常収益 1 億 5,300 万円、経常費用 1 億 3,775 万円を見込んでいます。

◇ 令和6年度事業計画基本方針 ◇

当支部は、東基連と組織統合した9支部とともに、本部・支部間の連携を図りつつ事業を推進してきたところである。

令和5年5月からは、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変更となったことから、当支部の行事である6月の中央安全推進大会及び9月の中央健康推進大会は、コロナ禍以前の規模と同様に開催し、新春賀詞交歓会は4年ぶりに開催することができ、会員相互と行政の方々との親睦が図られた。

令和6年においても東基連における中核支部としての役割を果たすべく、次の基本方針に基づき積極的に取り組むこととする。

- 1 東基連本部及び各支部間はもとより関係行政機関、他の地区労働基準協会及び関係団体等とより一層の連携に努め、協力して労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持・増進対策等を推進するための公益事業に積極的に取り組む。
- 2 登録教習機関として行う技能講習、登録講習のほか特別教育等法定教育を計画に基づき確実に実施する。
また、労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー等を企画・立案し実施する。
なお、これら講習会等を実施するに当たり、会員事業場のみならず多くの関係者に受講を勧奨するため、ホームページや案内リーフレットを活用した広報を幅広く行う。
- 3 総会、賀詞交歓会等を通じて会員相互や関係行政職員との交流の充実を図るほか、無料講習や会員割引による講習の実施など会員に対する優遇措置の拡大に努める。
- 4 会員の減少に歯止めをかけるため本部とも協力して東基連の事業活動についてホームページを中心に幅広く周知・広報することとし、そのためホームページの更新に配慮し、事業者にとって有用な情報提供に努める。
また、新規会員確保のため、年間目標（80 事業場）を設定し、各種講習時に「入会案内文」を配布する。ホームページ「貸しホール」欄に会員価格が低廉である旨を強くアピールする。労働基準監督署等行政機関に「入会案内文」配架依頼する等積極的な広報を行う。
- 5 施設（ホール、事務所、駐車場）の賃貸事業に係る運営に当たっては、計画的な補修整備、各設備の更新を的確に実施することにより事業活動の安定した財政基盤の確保に努める。

令和5月年度正味財産増減計算書	
令和5年4月1日から6年3月31日まで	
科目	決算額(円)
一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
経常収益計	155,498,351
経常費用計	129,954,811
当期経常増減額	25,543,540
2 経常外増減の部	
経常外収益計	600,000
経常外費用計	20,536,407
当期経常外増減額	-19,936,407
当期一般正味財産増減額	5,607,133
一般正味財産期首残高	289,774,372
一般正味財産期末残高	292,122,464
正味財産期末残高	292,122,464

令和6年度収支予算書	
令和6年4月1日から7年3月31日まで	
科目	予算額(円)
一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
経常収益計	153,002,000
経常費用計	137,750,000
当期経常増減額	15,252,000
2 経常外増減の部	
経常外収益計	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	9,252,000
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	9,252,000
正味財産期末残高	9,252,000

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部 役員名簿

令和6年5月17日 敬称略 50音順

役職	氏名	所属等	役職	氏名	所属等
支部長	三好 忠満	日本製鉄(株)	幹事	田中 和也	野村證券(株)
副支部長	上村 純子	(株)東京ドーム	幹事	塚田 泰三	清水建設(株)
副支部長	茂山 正明	(株)日立製作所	幹事	中田 仁志	共同印刷(株)
副支部長	林 啓行	(株)高島屋	幹事	名和 徹	Meiji Seika ファルマ(株)
幹事	天川 信一	東洋熱工業(株)	幹事	眞鍋 裕人	エーザイ(株)
幹事	片山 圭子	明治安田生命保険相互会社	幹事	元持 弘二	(株)クボタ 東京本社
幹事	菊池 秀明	(株)三越伊勢丹	幹事	古賀 睦之	(公社)東基連 中央労働基準協会支部
幹事	古知 朋子	(株)朝日新聞社 東京本社	会計幹事	五味陽一郎	(株)イトワール海渡
幹事	清涼 香織	東レ(株)	会計幹事	昇高 慶	(株)三菱UFJ銀行
幹事	武田 智成	花王(株)			

代議員立候補者及び選任結果

投票日 令和6年5月17日

立候補受付順

立候補会員名	住 所	投票数	順位
株式会社三秀舎	千代田区内神田 1-12-2	46	7
Meiji Seika ファルマ株式会社	中央区京橋 2-4-16	47	6
東葉社会保険労務士法人	船橋市夏見 2-14-3	29	9
山九株式会社	中央区勝どき 6-5-23	48	2
株式会社きんでん 東京本社	千代田区九段南 2-1-21	48	2
清水建設株式会社	中央区京橋 2-16-1	48	2
東洋熱工業株式会社	中央区京橋 2-5-12	50	1
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内 2-1-1	48	2
株式会社ニッコトラスト	江東区新木場 1-18-6	35	8

投票総数 54 (内無効票1)

※会員数：764 社

定時会員総会出席事業場数：54社

委任状提出：401 社

～ 令和6年度 中央安全推進大会の開催について ～

スローガン

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安産」

- 1 日 時 令和6年6月28日(金)
午後1時30分～午後4時35分
- 2 場 所 文京シビックホール 小ホール
文京区春日1-16-21
- 3 内 容 ① 全国安全週間について
② 特別講演
- 4 その他 参加費用は無料です

※参加申込書はホームページからもダウンロードできます。

中央労働基準監督署からのお知らせ

令和6年度 全国安全週間が実施されます！

準備月間：令和6年6月1日から6月30日

本週間：令和6年7月1日から7月7日

令和6年度 全国安全週間スローガン

「危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全」

趣旨

今年で97回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場の安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

労使協調による労働災害防止対策の展開により、労働災害は長期的には減少していますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は過去最低となった一方、休業4日以上之死傷災害については、過去20年で最も多くなっており、平成21年以降続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くために、昨年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、引き続き労使一丸となった取り組みが求められます。

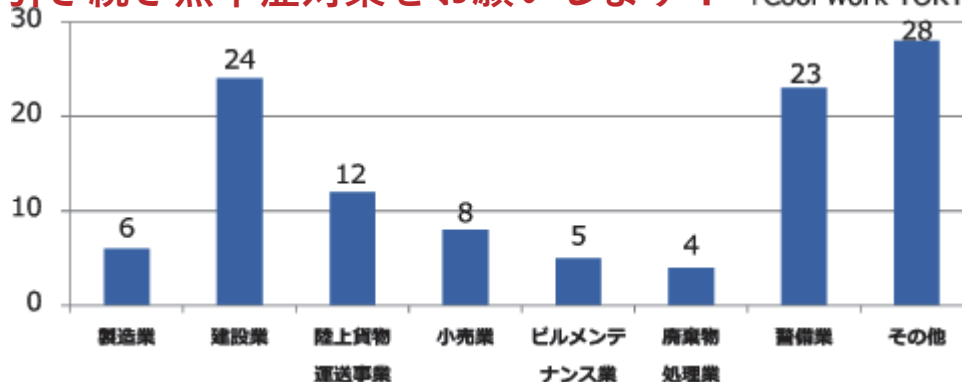
★熱中症対策★

熱中症は多業種において発生しています。

引き続き熱中症対策をお願いします！



「Cool work TOKYO」ロゴマーク



※R5年 東京労働局管内熱中症死傷者数グラフ



労働保険のお知らせ

令和6年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月3日（月）～7月10日（水）です。

電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または
最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険電子申請
特設サイト



労働保険電子申請

イメージキャラクター：
ペパレス執事

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省のウェブサイトでもご確認いただけます。

労働保険のお手続きに「電子申請」をぜひご利用ください！（自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安心して働きたい!

令和6年度 申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3月～7.10水

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」としています。近年、外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。外国人労働者の労働災害防止のために、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解してもらうことが重要です。



厚生労働省ホームページでは、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材（漫画教材）を公開しています。

日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン）、クメール語（カンボジア）、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語



ホーム

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

- 共通教材
- 介護業
- ビルクリーニング業
- 製造業（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）
- 自動車整備業
- 航空業
- 宿泊業
- 飲食物品製造業
- 外食業
- 陸上貨物運送事業
- フォークリフト
- クレーン・玉掛け作業
- 小売業
- 食品加工業
- 溶接業
- 鋳造業
- 化学物質取扱い（基礎）
- 化学物質取扱い（管理）
- 製材業
- 生コンクリート製造業
- 鉄工作業
- 倉庫業
- 塗装
- めっき
- 交通労働災害
- 人や重量物の運搬作業

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

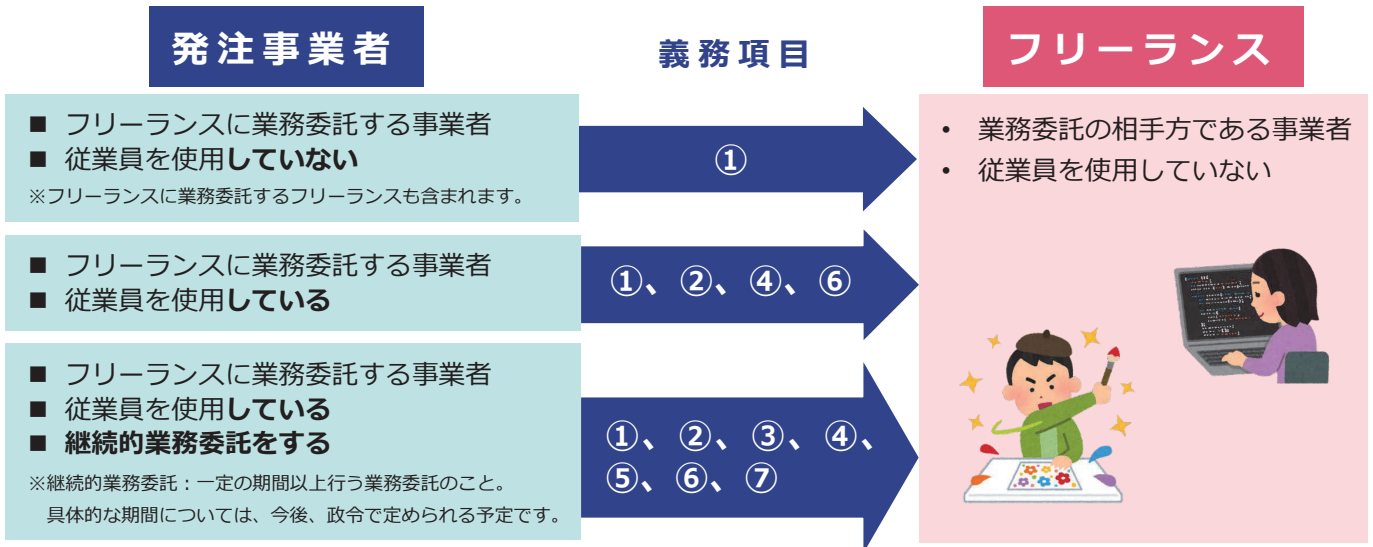
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返すこと」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

● この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。

● 詳細な法律の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年2月増刷 リーフレットNo.13

令和6年度講習カレンダー〔令和6年4月～令和7年3月〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

QRコードは、ホームページに繋がります

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	受講費[円] 受講料+テキスト代(税込)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年	2月	3月	
			1月	2月	3月								
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210	5(水)~7(金)		28(水)~30(金)			20(水)~22(金)			25(火)~27(木)		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180			8(木)~9(金)		10(木)~11(金)			22(水)~23(木)			
	石綿作業主任者技能講習	15,180	13(木)~14(金)	19(金)~20(土)	20(火)~21(水)		3(木)~4(金)		12(木)~13(金)	16(木)~17(金)	20(木)~21(金)	13(木)~14(金)	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630		4(木)~5(金)		12(木)~13(金)		28(木)~29(金)					
	衛生推進者養成講習	9,900		3(水)		27(金)		26(火)					
	安全管理者選任時研修	会員	12,650		29(月)~30(火)		9(月)~10(火)			3(火)~4(水)			
		一般	14,850										
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習【第1種 3日間】	会員	15,070			26(月)							
		一般	18,370										
	衛生管理者試験受験準備講習【第2種 2日間】	会員	19,030		9(火)~11(木)		4(水)~6(金)		6(水)~8(金)				
		一般	22,330										
	衛生管理者試験受験準備講習【特例第1種 1日間】	会員	16,170		9(火)~10(水)		4(水)~5(木)		6(水)~7(木)				
		一般	19,470										
安全衛生講習	熱中症予防管理者(指導員)研修	会員	9,460		11(木)		6(金)		8(金)				
		一般	11,660										
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習	会員	5,390	11(火)~26(水)									
		一般	7,590										
	(初級講座)	労働基準法等基礎講座	会員	10,450					18(金)				
			一般	13,750									
	(中級者向け)	労働基準法等実務講座【2回セット】	無料		12(水)								
			会員	3,740			2(金)						
		社会保険(健保・年金)基礎講座	一般	5,940									
			会員	4,125		26(金)							
		労働基準法等実務講座【2回セット】	一般	6,325									
			会員	8,690						12(火)~19(火)			
労災保険実務講座【2回セット】	一般	11,990											
	会員	8,470		17(水)~24(水)									
社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】	一般	11,770											
	会員	8,085					16(水)~23(水)						
女性活躍推進セミナー	一般	11,385											
	会員	未定								14(金)			
大会等	中央安全推進大会	無料		28(金)									
	中央健康推進大会	無料				12(木)							

使用テキストの改訂等に伴い、金額が変わる場合がございます。受講料につきましては、WEB申込時に再度ご確認ください。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。2024/4/16現在

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。※東京都内限定 ※20名以上 ※日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。